

一般社団法人 無線 LAN ビジネス推進連絡会  
定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 無線 LAN ビジネス推進連絡会と称し、英文では、Wireless LAN Business Promotion Association と表示する。略称は「Wi-Biz」とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、無線 LAN に関係する企業・団体等全体での普及促進・課題解決を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 無線 LAN を便利・快適・安心・安全に使っていただくための普及活動
- (2) 公衆エリア・家庭・オフィスにおける無線 LAN の普及促進
- (3) この法人の会員が直面する横断的な課題の解決
- (4) 災害時対応等、会員間での連携・協調が可能で有用な取り組み
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

第 2 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、プレミアム会員、正会員、準会員及び特別会員とし、プレミアム会員及び正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 プレミアム会員は、法人であって第 3 条に掲げる目的に賛同し、第 4 条に掲げる事業に積極的に参与する意思を持って入会した者とする。

3 正会員は、法人であって第 3 条に掲げる目的に賛同し、第 4 条に掲げる事業に参与する意思を持って入会した者とする。

4 準会員は、法人であって第 3 条に掲げる目的に賛同して入会した者とする。

5 特別会員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体並びに一般社団・財団法人法で規定する一般社団法人又は一般財団法人及びそれらに準じる団体であって、第 3 条に掲げる目的に賛同して入会した者とする。

（入会及び会員代表者）

第 6 条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 前項の申込があったときは、理事会の決議により諾否を決定し、申込者に通知するものとする。

3 会員は、この法人に対する代表者として、その権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）1 名を定め、入会と同時に会長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

4 会員代表者は、法人又は団体の代表者である必要はないものとする。

（権利）

第 7 条 プレミアム会員及び正会員は、社員総会に出席してその議決権を行使し、この法人の業務に意見を述べ若しくは説明を求め、又はこの法人の書類及び帳簿の閲覧を求めることができる。

2 プレミアム会員、正会員及び特別会員は、この法人が設置する組織に参加することができる。参加できる組織の範囲は、理事会の決議により、会長が別に定める。

3 会員は、この法人の刊行する会報、その他資料等情報の提供を受けることができる。

（義務）

第 8 条 会員は、この定款並びに社員総会及び理事会の決議を遵守しなければならない。

（入会金及び会費）

第 9 条 会員は、この法人の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、社員総会の定める入会金及び会費を負担しなければならない。

2 入会金及び会費の種類、金額、徴収方法等は、社員総会の決議により別に定める。

（退会）

第 10 条 会員がこの法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により、当該会員を除

名することができる。

- (1) この定款又はこの法人の定める規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該社員総会の日から7日前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 前2条の規定により退会し又は除名されたとき。
- (2) 会員である法人又は団体が解散したとき。
- (3) 第9条の支払い義務を支払期限日から一年以上経過する日までに履行しなかったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

2 この法人は会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全てのプレミアム会員及び正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、前項の会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）（合わせて以下「計算書類」という。）及びそれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要があるときに開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、理事会の決議により、会長が招集する。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が招集する。

2 総議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有するプレミアム会員又は正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会招集の請求があったときは、会長は、理事会の承認を得て速やかに社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、プレミアム会員及び正会員に対し、日次、場所、社員総会の目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面又は法令の定めるところによるプレミアム会員又は正会員の承諾を得た電磁的方法により、開催日の 7 日前までにプレミアム会員及び正会員に対し、通知を発しなければならない。ただし、書面によって議決権を行使することができる事項を定めた場合には、社員総会の 14 日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、総議決権の過半数を有するプレミアム会員及び正会員が出席し、出席した当該プレミアム会員及び正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総議決権の過半数を有するプレミアム会員及び正会員が出席し、出席した総プレミアム会員及び正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の譲渡
- (5) 合併契約の承認
- (6) 解散

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 プレミアム会員及び正会員は、会長に、委任状その他代理権を証明する書面の提出又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

5 理事会において、社員総会に出席しないプレミアム会員及び正会員が書面によって議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できないプレミアム会員及び正会員は、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

6 前2項の規定により行使した議決権の数は、第1項及び第2項の出席したプレミアム会員及び正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事、プレミアム会員又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、プレミアム会員及び正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が、プレミアム会員及び正会員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、プレミアム会員及び正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項については社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置くこととする。

2 議事録には、議長及び出席したプレミアム会員及び正会員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名（議事録が電磁的記録をもって作成される場合は電子署名）又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名以内を副会長とする。
  - 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) その他法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された者、又は増員として理事に選任された者の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議により、解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために、この法人の事業と同じ部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために、この法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反するような取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 31 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、同法第 111 条第 1 項に規定する理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第 32 条 この法人は、理事会の決議により、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、特定の業務について、会長の諮問に応ずるものとする。

3 顧問の任期等については、役員の規定に準じるものとし、理事会の決議により別に定める。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解任
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 第 31 条に定める理事又は監事の責任の免除

(開催)

第 35 条 理事会は、次に掲げる場合において、毎事業年度 2 回以上開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき
- (3) その他法令で定めるとき

(招集)

第 36 条 理事会は、法令で別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が招集する。

2 理事会を招集することは、会議の日時、場所及び目的である事項を示して、開催日の 7 日前までに、各理事及び監事に対し、通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。



(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第 25 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置くこととする。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、これに署名（議事録が電磁的記録をもって作成される場合には電子署名）し、又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産の管理は、理事会の議決に基づいて、会長が行う。

(経費の支弁)

第 44 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を得た計算書類等については社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告するものとし、その他の書類については承認を得なければならない。

3 この法人は、前項の社員総会の終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等及び監査報告を、主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

(会計原則)

第 48 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金)

第 49 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会の決議により、変更することができる。

(合併等)

第 51 条 この法人は、社員総会の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併契約の承認、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第 52 条 この法人は、社員総会の決議その他一般社団・財団法人法第 148 条の事由により解散する。

(清算人)

第 53 条 この法人が解散したときは、会長がその清算人となる。

2 前項に規定する者のほか、社員総会の決議により、他の理事のうちから清算人を選任することができる。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 事務局

(事務局の設置等)

第 55 条 この法人は、事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議により、会長が任免する。

4 事務局運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第 56 条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を、法令又はこの定款に定めるところにより、保管し、備え置くこととする。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 会計帳簿

- (4) 計算書類等
- (5) 監査報告
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第9章 公告の方法

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第59条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(会員資格の付与)

第60条 令和元年7月31日時点において任意団体である無線LANビジネス推進連絡会（住所 東京都千代田区岩本町3-2-4 岩本町ビル3F）のプレミアム会員、正会員、準会員又は特別会員であった者については、第6条第1項の申込、同条第2項の承諾及び通知があったものとみなし、それぞれ第5条第1項のプレミアム会員、正会員、準会員又は特別会員となる。ただし、会員資格の付与を辞退する意思表示をした者はこの限りではない。